

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 29 日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24610009

研究課題名(和文) 生殖の倫理をめぐる言説における「生命」及び「人格同一性」概念の分析

研究課題名(英文) Conceptual analysis of "life" and "personal identity" in discourses of reproductive ethics

研究代表者

加藤 秀一 (Kato, Shuichi)

明治学院大学・社会学部・教授

研究者番号：00247149

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,300,000円

研究成果の概要(和文)：近年の生殖医療技術をめぐる生じている倫理的議論において用いられる「生命」概念には、個体を越えた連続性や全体性を強調する側面と、「かけがえない生命」のように個体の唯一性を強調する側面があり、相互に緊張関係をもっている。本研究では、この後者に特に着目し、人々が抱く「人格同一性」の概念を明らかにすべく、ロングフル・ライフ訴訟や動物愛護運動の言説などの素材について分析した。その結果、まだ生まれていない子どものような対象について、いかなる意味でも未だ存在しない対象として扱う態度と、あたかもすでに生まれて存在しているかのように扱う態度が混在していることがわかった。

研究成果の概要(英文)：Two aspects of the concept of LIFE have appeared in ethical debates on reproductive technologies developed in recent years. One is the continuity or totality of life beyond individual lives; in contrast, another emphasizes the uniqueness of the objects who have lives, which is typically shown as a phrase such as "Kakegae no nai inochi" (a life that is not substitutable). This study focuses on the latter and tried to shed light on the latent concepts of personal identity that are contained by discourses of, for example, wrongful life lawsuits and animal protection movements. As a result, we have found that people have mixed attitudes toward objects that do not exist yet, such as future children. On the one hand people treat such objects as complete non-existence but on the other hand they treat them as if they are already born and exist.

研究分野：社会学

キーワード：生殖倫理 概念分析 人格同一性 生命観 非同一性問題

1. 研究開始当初の背景

生命倫理学は、医療や環境といった領域における具体的な諸問題の解決を志向する、すぐれて実践的な学的営為である。だが同時に、私たちがまさに具体的な問題群をめぐる困難を深く理解しようとするならば、哲学・倫理学の伝統的問題に突き当たらざるをえないことも事実である。

本研究の主要課題である「生命」と「人格同一性」という二つの概念をめぐる諸問題はその典型である。各種の生殖医療や脳死・臓器移植は、生命の始点・終点をどうみるかという課題を私たちに突きつけたが、そのさらなる深奥には「生命とは何か」および「一個の人間とはいかなる存在者か」（人格同一性）という、古代ギリシア以来の名だたる哲学者たちの思索において不断に探究されてきた諸問題が伏在しているのである。しかるに今日では、高度化した科学技術・医療技術の水準を反映して、これらの問いは独り哲学者たちだけのものではなく、より多くの人びとが日常生活の中で否応なく直面させられる問いになったのである。

2. 研究の目的

本研究は、専門的哲学者ならぬ人々が上記のような諸状況に直面させられたときに依拠あるいは参照する「生命」と「人格同一性」の概念を明らかにしようとするものである。

通常生命倫理学との関連という観点から補足すれば、本研究は、先鋭な生命倫理的議論を、広範な公共的・大衆的言説の中に位置づけ直し、ある問題がそもそもなぜ問題になるのか、それがいかなる意味での問題なのかという水準について調査・考察することをめざすものであった。こうした作業は、必然的に、人々の世界や人間に対する見方の基層的な水準を探索することに

通じ、したがって本研究を、いわば生命倫理的諸概念を手がかりに「人々の形而上学」(folk metaphysics)を明らかにしようとする試みの一つとして特徴付けることもできる。

それは、人びとの基本的な世界認識を記述し、専門家による哲学的・議論の根拠や射程をも考察対象にするという意味では、D. Parfitのいう「記述的哲学」に親縁性をもち、逆に、哲学的主張によって、人びとの迷妄を正すことをめざす「改訂的哲学」や決疑論的な生命倫理学とは関心を異にするものであったと言える。ただしそれらと完全に対立するものではない。本研究のような基礎的な考察が、複雑な生命倫理的問題についてのより良い判断に資することは期待できるだろう。

3. 研究の方法

本稿の主たる手法は、主にテクスチュアルな素材を対象とし、「概念分析」(conceptual analysis)を行うことであった。概念分析という用語は社会学のみならず、哲学、言語学、看護学等々の諸分野において異なる意味で用いられ、混乱も生じているが、本研究におけるそれは「社会学としての概念分析」(conceptual analysis as sociology)と呼ぶべき関心に導かれたものであり、おおよそ〈人々がその存在・経験・行為を理解するさいに用いている概念の用法を記述する〉といった意味である。

4. 研究成果

(1) 「生命」と「人格同一性」

本研究では、平成21~23年度基盤研究C「遺伝子技術・生殖技術への対応を通して見る〈生命〉観の比較社会学的研究」において明らかになった「生命」や「いのち」といった概念の二面性（一方では「つながり」「連続性」といった別の言葉と頻繁に接

続され、個体的存在者を越えた全体的な存在を指示するが、他方では「かけがえのない生命」のように個体的存在者の唯一性が強調される)の内の後者をより明確に「人格同一性」として把握し、その概念が〈人々の形而上学〉においていかなる位置を占めているかを探索しようとした。ただし議論を拡散させすぎないために、「非同一性問題」(Nonidentity problem)に照準を定めた。

私たちの行為は、既存の誰か(これを既在者と呼ぼう)に影響を与えることもあれば、未だ存在しないがいずれ存在するようになる存在者(これを未在者と呼ぼう)に影響を与えることになる(たとえば未来世代に属する人々)。ポイントは、これら両者において、私たちがかれらに与える影響の実質が根本的に異なるということである。すなわち、既在者への影響は、対象の数的同一性を前提とした上での、その偶有的属性に対する影響である。それはいわば相手が「誰」であるかをすでに所与として起こる。これに対して未在者への影響は、対象の数的同一性そのものを左右することである。すなわち、「誰」が存在することになるのかということ自体に、私たち既在者の行為が影響を与えるのである。

この区別を認めると、私たちの他者に対する責任を考える際に困難が生じる。私たちが他者に害をなす場合を考えてみよう。既在者に暴力を振るい傷害を負わせれば、通常それは悪しき行為であるとされる。では先天的に傷害を負っている赤ん坊を生むことも同じように悪しき行為と言えるだろうか。然りと答えるならば、生まれないこと、存在しないことが良いことだということになるが、この答えは慎重に言ってもパラドキシカルであろう。これに対して、生まれる者と生まれない者とをそのような属性(障害)によって分別することは差別だ

と主張する人たちもいる。こちらの側は、生まれること、存在すること自体を良いことだと考える傾向がある。すなわち生命の内在的ないし自体的価値を認めるのである。しかしこうした立場をとる人々は、それに対する挑戦を必ずしも巧く退けられてはいない。たとえば、生まれれば奴隷として売られることが既定であるような場合でも、その子を生まないより生む方が良いことだと言えるのか。こうした疑問は解消されていないのである。すくなくとも現時点では、どちらが正しいのかは、もっぱら心情的な共感や反発を別にして、論理的には一概には言えないように思われる。

このような事情は、哲学専門家たちによる議論においても、またそれらとは異なる文脈で「非同一性問題」が争点となる場合にもほぼ同様である。その具体的な事例として、いわゆるロングフル・ライフ訴訟(wrongful life lawsuits)がある。本研究の主要部分は、この通称を与えられる一連の裁判の判決文を素材とする概念分析にある。

(2) ロングフル・ライフ訴訟の概念分析

ロングフル・ライフ訴訟とは、先天的な(医師の過誤により生じたのではない)重度の障害を負って生まれた者当人の名義で、その苦痛な生そのものへの損害賠償を医師に対して求める訴訟である。医師が親に先天異常の恐れを正確に伝え、親が出産を回避したなら、自分は苦しまずに済んだはずだというのである。ここでは、ある同一の個人が、あるときには障害をもって生まれ、別のときには障害をもたずに生まれてくることのできるかのような想定がある。しかし、実際には、別々の時点で生まれる子は別々の(非同一的な)個人であり、原告には「別の時点で、障害をもたずに生まれる」可能性はなかったとも考えられる。

このように、ロングフル・ライフ訴訟にお

いては、ある人の（数的）同一性を前提とした上でその人の属性を変更すること（具体的には、障害を負わせること）が問題なのではなく、障害という属性を所与の条件として負う人の出生すなわち存在そのもの、言い換えれば個体的存在者としての同一性そのものが問題の核心にある。

本研究から得られた知見はおよそ以下の通りである。

①ロングフル・ライフ訴訟に見られる個体的存在者についての観念自体が、原告と判決とでは違っている可能性がある。前掲拙著では、このことの意義を軽視した嫌いがあった。より丹念に、原告の主張と、それを退ける判決文との依拠・参照する諸概念の違いを分析するべきであった。

こうした観点から素材を見直したところ、ロングフル・ライフの主張においては、哲学者が定式化してきた「非同一性問題」そのものが認められていないように思われる。すなわち、障害を負って出生した人は、その同一性を何らかの意味で保ったまま、別の時点で障害を負わずに生まれることが可能であった、と主張しているのかもしれない。

このような想念は、単純に記す限りでは、非合理的な、ある種の迷信や迷妄に近いように見えるであろう。確かに、それを「生まれ変わり」現象のようなオカルティズムに引きつけて理解するならば、そのように言わざるを得ない。けれども、専門哲学者たちの議論においてさえ、人格同一性ないし個体の同一性をめぐる議論は収斂せず、錯綜しているのである。そうであるとすれば、より広範な人々が実践的に参照する人格同一性概念が多様であることは、直ちにその価値を低く見るべきことを正当化しないであろう。

このように、ロングフル・ライフ訴訟の言説そのものの内部に、全面的にはなくと

も相対立する側面を含む複数の人格同一性概念および個体の同一性概念がありうる。それをさらに丹念に分析することは今後も継続すべき課題である。

②現在、ロングフル・ライフ訴訟が紹介される際には、ほとんどの場合、前述のように医療裁判の一種として紹介される。すなわちそれは、出生前診断という高度な生殖医療技術によって新たに引き起こされた典型的な生命倫理学的問題として把握されているのである。

しかしながら、ロングフル・ライフ訴訟の最初期の事例として位置づけられるゼペダ対ゼペダ判決（1963年）の係争点は非嫡出子として出生した子の損害であり、そこには出生前診断は関連していない。確かに出生に関わる問題である以上、妊娠中絶の可能性は論点の一つではあったが、中絶が取りざたされる前提をもたらしたものは生殖医療技術ではなく、古くからある婚姻制度の問題であり、それゆえ、ある意味で「障害」（handicap）が訴訟の構成要素ではあっても、それは医学的な意味での障害ではなく、社会的な意味での障害であり、その限りにおいて、医学的な意味での障害をもたない人々にも広範に影響しうるものであった。

さらに、当判決や、それに続くいくつかの初期の判決文においては、ロングフル・ライフという訴えを認めることが、医学的であれ社会的であれ、客観的にはいかなる障害も負わない人による訴えをも認めることにつながりけないという危惧が表明されていた。自らの出生そのものを自らにとっての損害とみなし、それゆえ自らを出生させた者に対しその賠償を求めるというロジックそのものは、いかなる理由からであれ自らの存在のあり方に満足できない者すべてが援用しうるものだからである。

ゼペダ判決をはじめとする、アメリカ合衆

国における初期の判決がロングフル・ライフの訴えを退けた理由の一つは、このように、それを認めることが単に先天的障害を負う人の処遇だけでなく、すべての人に直接の影響を与えかねないという、影響力の甚大さを恐れた点にあった。そのような決定をなすことは裁判所の任を超えているというのである。

しかしながら、ロングフル・ライフ訴訟に潜んでいたそのような普遍的可能性は、その後の一連の裁判の中で次第に焦点化されなくなり、特殊な医療過誤をめぐる訴えとして限定された解釈を与えられるようになっていった。それと同時に、おそらくそのことを条件としつつ、ロングフル・ライフ訴訟の哲学的な困難（非同一性問題）を回避して、部分的に原告の訴え（自らの出生に関わった意志に対する損害賠償請求）を認める判決も出るようになっていく。

このような流れは、1960年代から70年代にかけて、アメリカ合衆国において「生命倫理学」(Bioethics)が従来の医療倫理とも、また哲学や倫理学とも別種の学問領域として形成・確立されてくる過程と軌を一にしている。元来、生命倫理学は、生物学的・医学的な問題を対象とする倫理学という素朴な発想から始まったが、その後、実際に政府の各種委員会や病院における倫理委員会として制度化されていく生命倫理学の営みは、医学・生物学の現場において生じた問題を哲学的・倫理的に普遍化するのではなく、その反対に、哲学・倫理学の伝統的な蓄積を、現場の問題の速やかな解決のために単純化して応用するという傾向を固めていったのである。

なお、このような流れを受けて、1980年代に日本でもロングフル・ライフ訴訟が紹介され始めた際には、すでにそれは、人がこの世に生を受けること自体をめぐる普遍的なアポリアとしてではなく、重度の先天的

障害を負った人とその関係者のみによって提起される特殊な医療過誤訴訟として限定的に理解されたものであった。

このようなプロセスは、従来の生命倫理学史においては、漠然としていた問題が整理され、限定されたというように叙述される傾向があった。むしろ、確立された制度としての生命倫理学の立場から見ればそのように記述することは合理的であろう。しかしそのような記述そのものが、普遍的かつ深甚な諸問題を、決議論的に処理しやすい範囲と形態に肇造してきた生命倫理学による自己正当化の一環なのではないだろうか。このことはまた、理想的には社会的な医療・福祉政策によって対応されるべき事柄が、個別の医師たちによる過失という限定された文脈に囲い込まれ、出生前診断と妊娠中絶という個別妊婦を攻囲する技術によって「解決」ならぬ「解消」されることの正当化にもつながってきたのではないか。

本研究の範囲では、ロングフル・ライフ訴訟と生命倫理学全般の展開・制度化との関係性について、上記のような見通しを得た。しかしその見通しの実証的妥当性については、今後のさらなる作業に委ねざるを得なかった。

(3)他の素材と今後の課題

ロングフル・ライフ訴訟以外にも、人格同一性や個体的同一性が、とりわけ「非同一性」問題が争点となる日常的現象を見いだすことが出来る。その一つは動物愛護運動である。たとえば、平成 22 年度の日本における動物愛護週間の標語は「ふやさないのも愛」であった。これは多くの野良猫等が殺処分されている現状に鑑み、避妊手術の徹底を呼びかけるものだと考えられる。ここで「愛」の対象となる存在者は誰（何）であろうかと問うならば、非同一性問題を見いだすことになる。

こうした問題を惹起する素材は、私たちの

日常において枚挙に暇がない。今後はさらに広範な素材に即した分析を行い、私たちの実践を支える「生命」と「人格」概念の実相をより精密に描き出すことを課題としたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

①加藤秀一、〈自分の存在を否定する〉ということについて、明治学院大学社会学・社会福祉学研究、査読無、144号、2015、pp. 127-142

②加藤秀一、生命の社会学のためのノート：〈人々の形而上学〉の視点から(1)、明治学院大学社会学・社会福祉学研究、査読無、142号、2014、pp. 85-103

[学会発表] (計 1 件)

①加藤秀一、ジェンダー平等と社会規範、日本法社会学会2015年度学術大会ミニシンポジウム①日本のジェンダー平等の課題、2015年5月9日、首都大学東京

[図書] (計 1 件)

①加藤秀一、ジェンダー・進化・法、ジェンダー法学会編、講座ジェンダーと法 第1巻 ジェンダー法学のインパクト、日本加除出版株式会社、査読無、2012、pp. 49-53

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加藤 秀一 (KATO, Shuichi)

明治学院大学・社会学部・教授

研究者番号：00247149